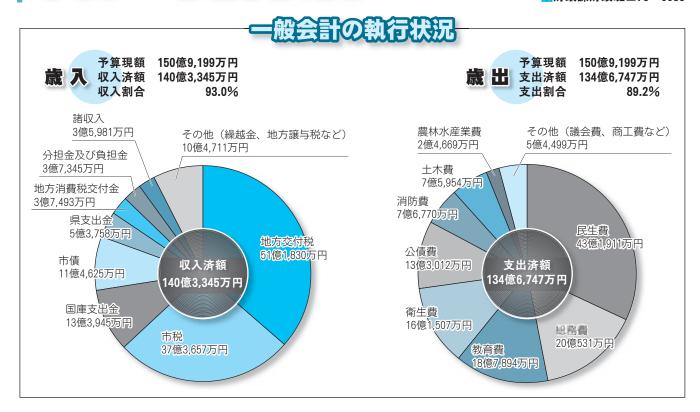
平成23年度下半期 予算の執行状況

市では、年2回、条例に基づいて財政状況を公表し ています。今回は、5月1日に告示した平成23年度予 算の3月31日までの執行状況をお知らせします。

なお、市の会計は、病院事業会計を除き5月31日ま での出納整理期間があるため、決算額とは異なります。

問財政課財政班☎73-0085



◆病院事業会計の執行状況

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
区分				予算現額	執行済額	執行率	
収	益	的	収	入	- 26億7,128万円	25億3,447万円	94.9%
		пŋ	支	出		26億2,457万円	98.3%
資	本	的	収	入	4億5,877万円	4億2,185万円	92.0%
	4	םיו	支	出	4億6,593万円	4億2,809万円	91.9%

◆特別会計の執行状況

V 12422=321 × 14412 H 4442					
区约	}		予算現額	執行済額	執行率
国民健康保険	歳	入	54億2,090万円	49億8,900万円	92.0%
特別会計	歳	出		48億8,316万円	90.1%
後期高齢者	歳	入	3億1,674万円	3億 714万円	97.0%
医療特別会計	歳	出		2億7,728万円	87.5%
介護保険	歳	入	- 27億6,462万円	26億1,766万円	94.7%
特別会計	歳	出		24億6,919万円	89.3%

◆市有財産

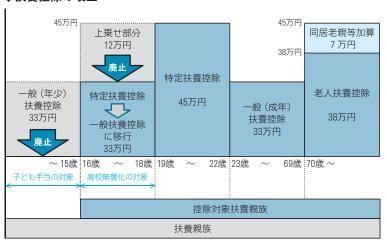
X		分	土地(m²)	建物(㎡)	
	本	庁 舎	18,570.00	5,365.58	
	行政機関	消 防	3,727.22	100.90	
行政		その他 の施設	10,563.00	3,277.00	
		学 校	275,285.26	68,468.55	
財	公共	住 宅	39,595.30	10,276.56	
産	用	公 園	168,423.84	170.48	
	財産	その他 の施設	258,490.42	34,359.73	
	そ	の他	200.00		
普	宅	地	80,199.37	4,853.13	
通財	Ш	林	78,445.25		
産	そ	の他	278,455.43		
合 計		計	1,211,955.09	126,871.93	

基金	
財政調整基金	16億2,429万円
国民健康保険財政調整基金	8,447万円
社会福祉振興基金	5億 318万円
ふるさと振興基金	3億 975万円
減債基金	1億8,509万円
育英資金貸付基金	1億8,174万円
スポーツ推進基金	2,654万円
介護給付費準備基金	1億1,126万円
高額療養費資金貸付基金	1,004万円
出産費資金貸付基金	703万円
学校施設整備基金	8,433万円
地域振興基金	7億8,447万円
土地開発基金	
土地	$13,849.21\mathrm{m}^2$
現 金	9,184万円

_		
ı	公債残害	5
1	普通債	
\mathbf{I}	総務	15億4,067万円
	民生	4,038万円
	衛生	5億3,433万円
1	農林水産業	3億 66万円
$\left\{ \right.$	土木	28億4,031万円
4	公営住宅	9,881万円
	消防	7,520万円
1	教育	17億1,981万円
ł	災害復旧債	
4	土木	205万円
	文教施設	7万円
1	その他	33万円
\mathbf{I}	その他	
1	市民税等減税補填債	3億6,346万円
	臨時財政対策債	55億2,080万円
1	臨時税収補填債	1,634万円
ĺ	退職手当債	1億3,610万円
	借換債	4,099万円
I	合 計	132億3,031万円

〈イメージ図1〉

◆扶養控除の改正



〈イメージ図2〉

◆年少扶養親族が同居の特別障害者であった場合

【改正前】

配偶者控除または扶養控除

ない人

▼均等割·

も所得割も課税さ

特別障害者控除(30万円) 特別障害者控除(30万円) 同居特別障害者加算(23万円) 同居特別障害者加算(23万円) 扶養控除(33万円) 年少扶養親族に対する扶養控除は廃止 ◆控除対象配偶者または扶養親族(年少扶養親族を除く)が 同居の特別障害者であった場合 【改正前】 【改正後】 特別障害者控除(30万円) 特別障害者控除(30万円) 同居特別障害者加算(23万円) 同居特別障害者加算(23万円)

の授業料無償化に伴い、 歳未満の扶養親族)は、 16歳未満の扶養親族) 創設に伴い、年少扶養親族 (33万円) (16歳以 16 歳 に対対 高校 上 23 が 廃 控除額が33万円になります。 イメージ図1参照

②特定扶養親族

する扶養控除 止されます。

正点などについてお知らせし これに伴い適用される主な改

平成24年度からの

主な改正点

*扶養控除の見直し

限っ 以上

扶養控除の上乗せ

分

19歳未満の扶養親族

得)の市・県民税納税通知書

0

①子ども手当(現・児童手当)

12

万 円

が

廃

止

3

れ

扶

養

平成24年度(平成23年分所

扶養控除などの見直

市

県民税の改正ポイント

6月

中旬に送付されます。

害者控除の見直し

南居特別障害者に対する障

扶養控除の額に23万円を加算 場合には、 族が同居の特別障害者である |除対象配偶者または扶養親 年少扶養控除の廃止に伴い 配偶者控除または

> 措置 する措置 障害者控除額の合計 30 万円に23万円を加算する に改められます。 特別障害者控除 は従前と なお、

イメージ図2参照

②前年1月から12月の間 付金から適用され ①平成23年1月1日以後 下げられます。 ます。

率の延長など ▼上場株式などに係る軽減税

ただし、

控除対象配偶者お

年延長され、 日までとなります。 県民税3%) 税率(所得税7%および市 よび譲渡所得に係る10%軽減 上場株式などの配当などお の適用期限が 平成25年12 月 31 2

【改正後】

配偶者控除または扶養控除

市 県民税が 課税されない人

得が125万円以下の人 たは寡夫で、 ②障害者、 を受けている人 ①生活保護法により生活扶助 未成年者、 平成23年中 寡 0 婦 所 ま

変わりません。

▶寄付金税額控除の見直 し

ら税額控除されます。 翌年度の市・県民税所得割か 除対象となる寄付をした人は、 額が5千円から2千円に引き 寄付金税額控除の適用下限 に控 0 寄

申告していない 人

用や各種税務証明 も申告書の提出をお願 または18歳以上の学生の人で どなたかに扶養されていた人 どにより所得がなかった人 平 (国民健康保険税の軽減 成23年中に高齢や無 書の 基礎資 いしま 職 適

|務課市民税班

税

※詳しくは、

左記

お

問

1)

料になります)。

わせくださ

対等割が課税されない人

16万8千円 および扶養 式で計算した金額以下の人 ただし、 平成23年中の所得が次の算 28 l万円× (控除対象配偶者 控除対象配偶者お |親族の数+1)+

28 万 円 **・所得割が課税されない** 人

よび扶養親族がいない場合は

32 万 円 および 式で計算した金額以下の人 35万円×(控除対象配偶者 平成23年中の所得が次の算 扶 養親族の数+1)+

35万円 よび扶養親族がいない場合は 無収入で

5 広報そうさ H24. 6. 1